

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十七年三月十三日から同年七月十三
日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するように提出してください。

平成二十七年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン富雄南（南敷地）
所在地 奈良市石木町三五五番地ほか二三筆
- 二 変更のあった事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
上新電機株式会社	中嶋 克彦	大阪市浪速区日本橋西一―六―五
株式会社スポーツ館ミ ツハシ	三橋 隆史	奈良市餅飯殿町三〇番地
株式会社大創産業	矢野 博丈	四 広島県東広島市西条吉行東一―四―一
株式会社AOKIホー ルディングス	清水 彰	横浜市都筑区茅ヶ崎中央二四―一

株式会社カインドオル	田中 安隆	滋賀県大津市本堅田六丁目六―三七
株式会社バリュウモア	佐々木 良和	大阪市中央区南新町一―三―一〇
未定一社		

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
上新電機株式会社	中嶋 克彦	大阪市浪速区日本橋西一―六―五
株式会社スポーツ館ミツハシ	三橋 隆史	奈良市餅飯殿町三〇番地
株式会社大創産業	矢野 博丈	四 広島県東広島市西条吉行東一―四―一
株式会社AOKIホールディングス	清水 彰	横浜市都筑区茅ヶ崎中央二四―一
株式会社カインドオル	田中 安隆	滋賀県大津市本堅田六丁目六―三七
株式会社バリュウモア	佐々木 良和	大阪市中央区南新町一―三―一〇
株式会社しまむら	野中 正人	さいたま市北区宮原町二―一九―四

三 変更年月日

平成二十六年十二月十八日

四 届出年月日

平成二十七年三月三日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十七年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで